

岬町地域防災計画

令和6年2月

岬町防災会議

[第 1 編 総 則]

【第 1 編 総則 目次】

(総-)

第 1 節	目 的 等	1
第 1	計画の目的	
第 2	計画の概要	
第 2 節	防災の基本方針	3
第 3 節	町域の概況	5
第 1	地理的条件	
第 2	地質構造	
第 3	気 象	
第 4	社会的条件	
第 4 節	災害の想定	7
第 1	想定災害	
第 2	地震被害想定	
第 3	風水害等の想定	
第 5 節	防災関係機関の業務大綱	17
第 1	岬 町	
第 2	泉州南消防組合	
第 3	消防団	
第 4	大阪府	
第 5	大阪府警察（泉南警察署）	
第 6	自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団第 37 普通科連隊）	
第 7	指定地方行政機関	
第 8	指定公共機関及び指定地方公共機関	
第 9	公共団体、その他防災上重要な施設管理者	
第 6 節	住民、事業者の基本的責務	29
第 1	住民の基本的責務	
第 2	事業者の基本的責務	
第 3	N P O ・ ボランティア等多様な機関との連携	
第 7 節	地域防災計画の修正	31
第 8 節	計画の周知徹底	32

第 1 節 目 的 等

第 1 計画の目的

岬町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本町域に係る防災に関し、本町及び府、本町区域に係る指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の概要

この計画は、本町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置付け、以下のとおりの構成とする。

1. 第 1 編 総則

本町及び防災関係機関が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

2. 第 2 編 災害予防対策

災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3. 第 3 編 災害応急対策

地震・津波や風水害及びその他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御措置並びに発生直後または発生するおそれがある場合からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、本町及び防災関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

4. 第 4 編 災害復旧・復興対策

各種災害の発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

5. 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合に、本町がとるべき措置について定める。

6. 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応や地震発生時の応急対策等、本町がとるべき措置について定める。

7. 資料編

防災関係資料を取りまとめる。

第 2 節 防災の基本方針

1. 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

2. 基本方針

具体的には、次の 5 つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

- (1) 命を守る
- (2) 命をつなぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能の維持
- (4) 経済活動の機能維持
- (5) 迅速な復旧・復興

3. 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に P D C A サイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ P D C A サイクルとは、プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

(1) 災害予防段階

災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。

ア レベル 1 の地震・津波に対して

レベル 1 の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロをめざす防災を実現する。

イ 極低頻度のレベル 2 の地震・津波に対して

極低頻度のレベル 2 の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソ

フト対策を組み合わせた減災をめざす。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

(2) 災害応急段階

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。

ア 災害が発生するおそれがある場合は、気象警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。

イ 一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。

ウ 収集した情報を関係機関で共有し、人命を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

エ 被災者の気持ちに寄り添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

オ とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

○避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○要配慮者とは、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

(3) 災害復旧・復興段階

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。

ア ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。

イ 復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第 3 節 町域の概況

第 1 地理的条件

本町は大阪府の最南端で北緯34度19分、東経135度08分（役場庁舎）に位置し、東西に約10km南北に約6kmの広がりを持ち、面積は49.18km²である。

西北部一帯は带状海岸線を形成し、大阪湾に臨んで淡路島に相對しており、ヨットハーバーや人工海水浴場などの海洋レクリエーション施設、3漁港、自然海岸や工業施設等で構成されている。

西北部は和泉平野の一部をなしているが、その平野部の範囲は狭く、東南部は和泉山脈が南西から東北に連なり、全面積の約80%が山地で平野に乏しい。

河川は和泉山脈に源を発し大阪湾に注いでいる。淡輪には番川、深日・孝子に大川があり、多奈川には西川及び東川がある。

交通機関は南海電鉄本線が南北に通じ、みさき公園駅より多奈川線が分れ、多奈川駅に至っている。また、主要道路として一般国道26号（第二阪和国道）が南北に通じており、併せて、一般府道と歌山阪南線が淡輪から孝子峠を経て和歌山県に通じるほか、深日中央交差点より主要地方道府道岬加太港線が多奈川小島を経て和歌山県に通じている。

第 2 地質構造

本町域に分布する地質は、中生代最上部白亜紀の和泉層群に属する地層である。この和泉層群は、砂岩・泥岩・礫岩とそれらの互層によりなる海成層で、その最大層厚は、約10,000mと見積もられている。また、和泉層群は東～西性の構造を示す地層であり、特にその軸が中央構造線に断ち切られた形態を示す大規模な向斜構造が発達している。

なお、山間の谷筋には谷底堆積物が、北部の海岸線に近い緩傾斜地～平坦地には段丘堆積物が分布する。

第 3 気 象

気候は、四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内式気候区に属し、年平均気温16.0℃で、夏は南南西、冬は西北西の季節風が卓越する。年間雨量は約1,333mmで3月～6月までの春雨、梅雨時、9月の台風時に集中して降る傾向がある。

	平均気温（℃）	降水量（mm）
1 月	5.3	50.6
2 月	5.6	62.6
3 月	8.9	107.5

[備 考]

アメダス（熊取：大阪府）の記録による平年値

・北緯 34度23.2分

・東経135度20.9分

・統計期間；1991～2020年

	平均気温（℃）	降水量（mm）
4 月	14.1	102.1
5 月	18.8	138.0
6 月	22.4	167.7
7 月	26.5	162.1
8 月	27.6	97.7
9 月	23.7	157.8
10月	18.1	151.0
11月	12.7	84.3
12月	7.8	59.9
年	16.0	1,332.5

出典：気象庁ホームページ（気象統計情報）

第 4 社会的条件

本町の人口は、昭和53年の23,597人をピークとして、以後漸減を続けており、令和6年（2024年1月31日現在）は14,484人となっている。世帯数も減少傾向となっているが、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯等、災害時に支援が必要となる世帯が増加している。

本町の既成市街地は、概ね、漁港周辺の旧集落地と丘陵部の新興住宅地に分けられる。

旧集落地は、木造等の老朽家屋が多く、狭い道路も多い住商工混在地となっている。

第 4 節 災害の想定

第 1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件、並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

1. 地震・津波災害
2. 風水害・土砂災害
3. 林野火災
4. 市街地災害
5. 海上災害

第 2 地震被害想定

1. 大阪府による地震被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

(1) 府全域での被害想定

活断層及び海溝型地震による府全域での被害想定（府実施）

項 目 \ 想定地震		上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.7～8.1	7.9～8.6
	震 度	4～7	4～7	3～7	4～6 弱
建物全半壊 棟数	全 壊	362,576棟	219,222棟	28,142棟	22,341棟
	半 壊	329,455棟	212,859棟	41,852棟	47,838棟
出 火 件 数		268(538)	127(254)	7(20)	4(9)
死傷者数	死 者	12,728人	6,281人	338人	99人
	負傷者	148,833人	90,547人	16,194人	22,027人
罹 災 者 数		2,662,962人	1,514,995人	229,628人	242,515人
避難所生活者数		813,924人	454,068人	66,968人	74,623人
ライフライン	停 電	2,003,019軒	601,271軒	147,911軒	78,606軒
	ガス供給停止	2,931千戸	1,276千戸	83千戸	0千戸
	水道断水	544.6万人	372.0万人	110.5万人	78.5万人
	電話不通	913,031加入者	417,047加入者	78,889加入者	187加入者

※ 出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率 1 % 風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

罹災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討報告書（平成 19 年 3 月）より作成）

※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

※ 岬町において生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震による被害は想定されないため除いている。

(2) 岬町での被害想定

岬町における被害の想定（府実施）

想定地震 項目		上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
建 物 被 害 計	全壊棟数	1棟	0棟	881棟	33棟
	半壊棟数	2棟	2棟	1,125棟	66棟
		3棟	2棟	2,006棟	99棟
炎上出火件数		0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件
死 者		0人	0人	5人	0人
負 傷 者		0人	0人	198人	12人
罹 災 者 数		8人	5人	4,488人	223人
避難所生活者数		3人	2人	1,302人	65人
停 電		0軒	0軒	337軒	0軒
ガス供給停止		0千戸	0千戸	1千戸	0千戸
水道断水		0.0万人	0.0万人	1.1万人	0.1万人
電話不通		13加入者	13加入者	1,715加入者	13加入者

※ 出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1 % 風速）によるものの合計

罹災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

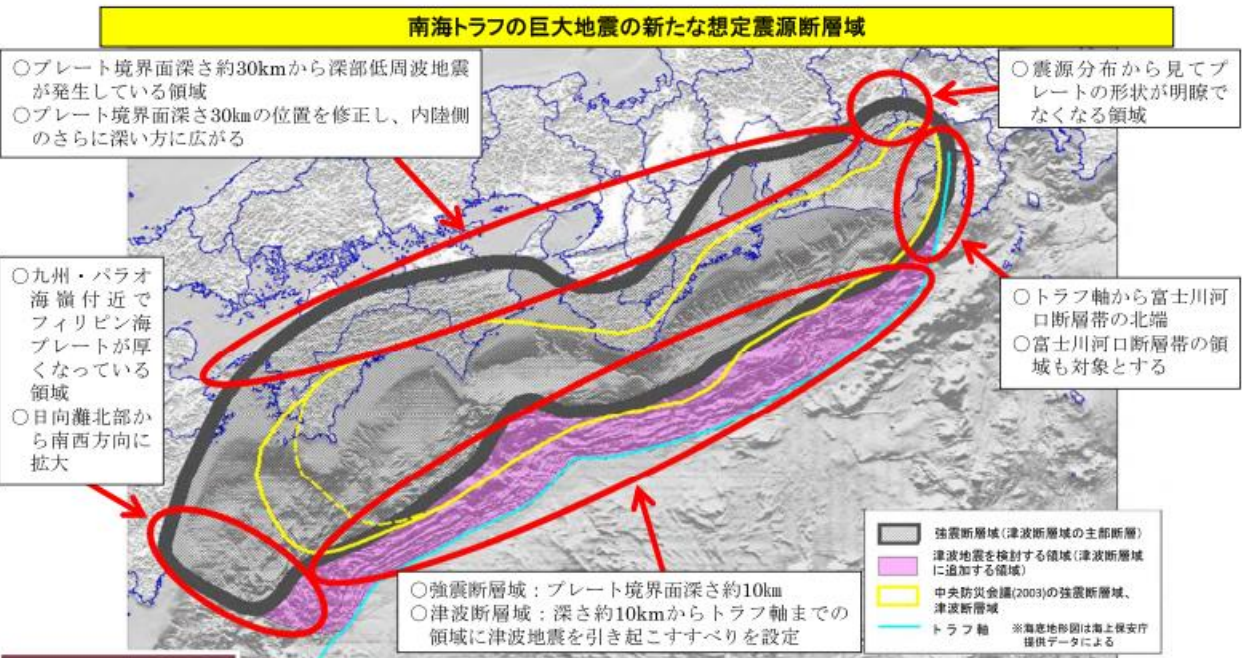
※ 岬町において生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震による被害は想定されないため除いている。

2. 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

(1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

(2) 最大震度

市区町村	最大震度
岬町	6 強

(3) 浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

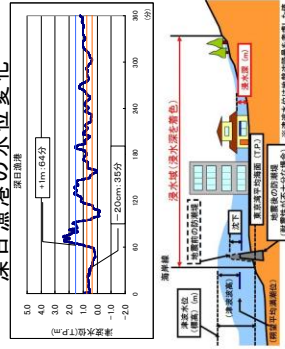
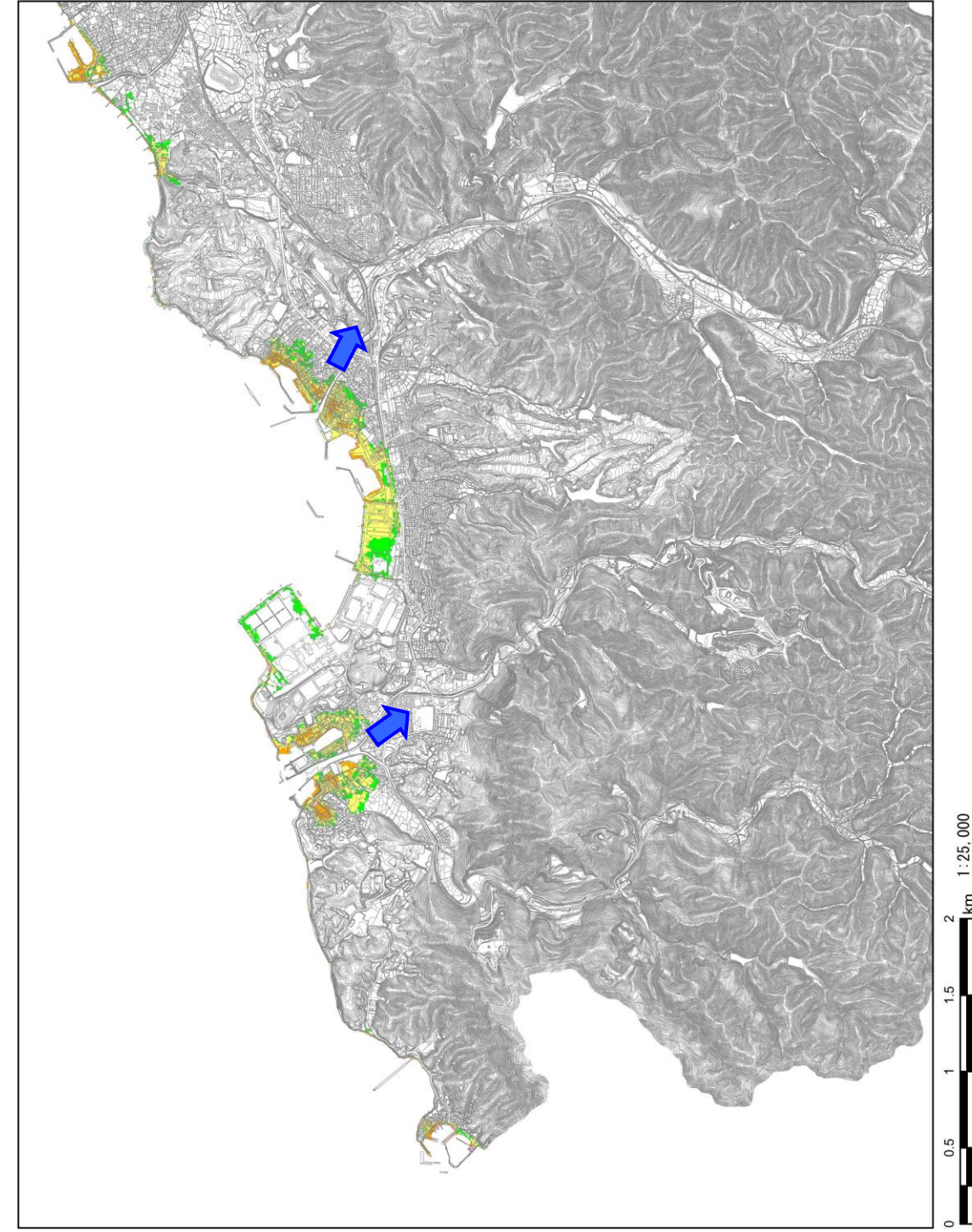
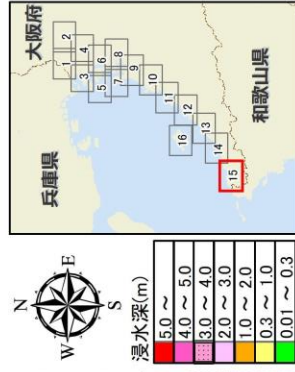
市区町	浸水面積※ ¹ (ha)	最大津波水位※ ² (T. P. + m)	海面変動影響 開始時間※ ³ (分)	地震発生後 最短到達時間※ ⁴ (分)
岬町	69	3.8	26	54

- ※¹ 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1 cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。
※² 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。
※³ 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。
※⁴ 最短到達時間は、+1 mの津波が襲来する時間。

(4) 代表地点における最大津波水位

市区町	代表地点最大津波水位		うち台風期の塑望平均満潮位(T. P. m)
	代表地点	(T. P. m)	
岬町	深日漁港	2.5	0.9
	小島漁港	3.1	

(5) 津波浸水想定(次図参照)



(6) 建物被害

岬町	項目		条件・定義	全壊（棟）	半壊（棟）
	総数			620	2,395
		液状化		16	70
		揺れ		579	1,811
		津波		20	509
		地震火災	冬・18時・1%超過風速	0	—
		急傾斜地		5	5
参考	建物総数			8,545	

(7) 人的被害

冬

岬町	項目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
	総数		早期避難率が低い場合	337	680
			避難が迅速な場合	25	212
	揺れ〔建物倒壊〕		冬・18時	25	212
	(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)			1	24
	津波	早期避難率低	冬・18時	312	468
		(内、堤防沈下等)		0	0
		(内、津波)		312	468
		避難迅速化	冬・18時	0	0
		(内、堤防沈下等)		0	0
		(内、津波)		0	0
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	0	0
	急傾斜地		冬・18時	0	0
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		冬・18時	0	0
参考	夜間人口			17,504	
	昼間人口			14,392	

夏（海水浴客等が考慮されている）

岬町	項目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
	総数		早期避難率が低い場合	3,245	576
			避難が迅速な場合	18	191
	揺れ〔建物倒壊〕		夏・12時	18	191
	(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)			0	22
	津波	早期避難率低	夏・12時	3,227	385
		(内、堤防沈下等)		0	0
		(内、津波)		3,227	385
		避難迅速化	夏・12時	0	0
		(内、堤防沈下等)		0	0
		(内、津波)		0	0
	地震火災		夏・12時・1%超過風速	0	0
	急傾斜地		夏・12時	0	0
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		夏・12時	0	0
参考	夜間人口			17,504	
	昼間人口			14,392	

(8) ライフライン被害

上水道

岬町	給水人口 (人)	断水率 (%)					
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 ヶ月後	約40日後
	16,977	94.5%	76.3%	74.5%	72.5%	37.0%	3.5%

下水道

岬町	処理人口 (人)	機能支障率 (%)				
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 ヶ月後
	10,323	9.8%	9.8%	8.2%	6.5%	0.0%

電力

岬町	契約軒数	停電率 (%)					早期受電困難 (%)
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 ヶ月後	
	10,693	49.0%	4.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信 (固定電話)

岬町	加入契約者数	復旧対象 契約数	不通契約数 (%)				
			被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 ヶ月後
	2,000	2,000	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信 (携帯電話)

岬町	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1 日後		4 日後		7 日後		1 ヶ月後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
	83	100.0%	A	4.0%	—	2.0%	—	0.0%	—	0.0%	—

(9) 交通施設被害

道路

岬町	道路総延長 (km)	被害箇所数
	99	8

道路閉塞率

岬町	道路幅員別延長 (km)				道路幅員別閉塞率 (%)				道路リンク 閉塞率 (%)
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満		
	39.4	55.5	3.7	98.6	3.5%	10.9%	23.0%		8.4%

(10) 生活への影響

避難者数

岬町	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
	5,312	3,456	1,856	4,611	2,782	1,829	6,911	2,073	4,838	1,862	559	1,304

帰宅困難者数

岬町	帰宅困難者数 (人)
	808

物資

岬町	飲料水（リットル）				食糧（食）				毛布（枚）		
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日間	4日～7日間			1日～3日間	4日～7日間				
	28,561	164,168	150,807	286,414	5,551	57,370	66,405	118,224	370	3,725	3,355

医療機能

冬18時

岬町	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	32	646

(11) 災害廃棄物

災害廃棄物等

冬18時

岬町	災害廃棄物発生量 (万t)						津波堆積物発生量 (万t)	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値 (堆積高2.5cm)	最大値 (堆積高4.0cm)
	6.5	6.2	0.2	0.1	0.0	0.0	3.7	5.8

出典：(1)～(5) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
(6)、(7) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
(8)～(11) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

第 3 風水害等の想定

1. 集中豪雨等の大雨による災害

(1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

ア 河川等の氾濫

本町域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水浸水想定区域図※が作成・公表されている。また、公共上およぼす影響の程度を考慮して水防区域が定められている。（府管理河川：番川、大川、東川、西川）

※洪水浸水想定区域図とは、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨により想定される浸水深、想定最大規模降雨に伴う浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示している図のこと。

イ 低地の排水不良による浸水（内水氾濫）

近年、頻発する 1 時間降水量が 100mm を超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道の排水能力（1 時間降水量 50mm 程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。（平成 24 年 8 月 14 日の前線による大雨では、寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市等の近畿中部で同時に 1 時間 100mm を超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。）

(2) ため池の破堤等

ため池については、府により、公共上およぼす影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

大阪府都市整備部では、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域※¹が指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）※²については土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応※³を講じる必要がある。

※ 1 土砂災害（特別）警戒区域とは、府が土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条・9 条）を行うこと。

※ 2 山地災害危険地区における対応は「第 2 編・第 3 章・第 5 節 土砂災害予防対策の推進」参照

※ 3 土砂災害（特別）警戒区域における対応は「第 2 編・第 3 章・第 5 節 土砂災害予防対策の推進」参照

種別	所 管	土砂災害の発生源 (山地災害危険地区)	災害の通称	土砂被害の範囲の想定
山地 危険 災害 地区	大阪府 環境農林 水産部	崩壊土砂流出危険地区	土石流	崩壊土砂流出危険地区の資料より把握
		山腹崩壊危険地区	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区の資料より把握
		地すべり危険地区	地すべり	地すべり危険地区の資料より把握

2. 台風による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊
- (2) 高潮による浸水
- (3) ため池の破堤等
- (4) 土砂災害

第 5 節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。また、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に係る事務又は業務の大綱は、以下に定める内容に準拠するものとする。

なお、各関係機関において組織等を見直した場合には、この業務大綱を準用し、事務又は業務について適時適切な実施体系をとることに努める。

第 1 岬 町

1. まちづくり戦略室（危機管理担当）

【予防】

- ・ 防災対策の総合調整に関すること。
- ・ 災害対策本部等防災組織の整備に関すること。
- ・ 防災会議に関すること。
- ・ 岬町防災行政無線の整備、運用に関すること。
- ・ 災害用物資の備蓄に関すること。
- ・ 防災に係る啓発・訓練に関すること。

【応急】

発災直後

- ・ 災害対策本部（会議）に関すること。
- ・ 被害状況の総括に関すること。
- ・ 大阪府・他市町との連絡、調整、相互応援に関すること。
- ・ 防災関係機関との連携・調整に関すること。
- ・ 避難情報及び避難所設置に関すること。
- ・ 消防団の活動に関すること。
- ・ 自主防災組織に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の避難に関すること。

概ね 3 日目まで

- ・ 義援物資（品）に関すること。

1 週間まで

- ・ 災害救助法に関すること。

【復旧】

- ・ 復旧事業の推進に関すること。

2. まちづくり戦略室（危機管理担当以外）

【応急】

発災直後

- ・ 自治区及びその他協力団体との連絡調整に関すること。
- ・ 災害応急対策用物資の調達及び配給に関すること。

1 週間以降

- ・ 広報活動と広報関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 災害時における職員の服務等に関すること。
- ・ 職員の動員及び調整に関すること。
- ・ 災害情報の収集並びに報告に関すること。

【復旧】

- ・ 復興に係る総合企画及び調整に関すること。

3. 総務部

【予防】

- ・ 所管施設の耐震化等に関すること。
- ・ 庁舎の警備及び管理に関すること。

【応急】

発災直後

- ・ 所管避難所の開設の協力に関すること。
- ・ 車両の確保、配車、管理に関すること。
- ・ 他部の応援に関すること。
- ・ 通信、情報機器の設置及び運用に関すること。

【復旧】

- ・ 所管施設の被害調査に関すること。

4. 財政改革部

【応急】

1 週間まで

- ・ 災害対策に係る予算に関すること。
- ・ 罹災証明の発行に関すること。
- ・ 町税の減免等に関すること。

1 週間以降

- ・ 他部の応援に関すること。

【復旧】

- ・ 災害対策に係る予算に関すること。
- ・ 罹災証明の発行に関すること。
- ・ 町税の減免等に関すること。

5. 都市整備部

【予防】

- ・ 所管施設の耐震化等に関すること。
- ・ 建築物等の耐震化等に関すること。
- ・ 水害予防に関すること。
- ・ 土砂災害対策に関すること。
- ・ 下水道施設の耐震化等に関すること。
- ・ 木造密集市街地等の整備促進に関すること。

【応急】

発災直後

- ・ 道路、橋梁、河川、水路等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 町内危険箇所並びに災害予想地域の警戒及び応急対策に関すること。
- ・ 下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ ため池、農林水産業等施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 農林水産商工関係の被害調査とその対策に関すること。
- ・ 開発地の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 道路等の障害物の除去に関すること。
- ・ 町営住宅の警戒及び応急対策に関すること。

概ね3日目まで

- ・ 府（岸和田土木事務所、阪南建設管理課、泉州農と緑の総合事務所等）との連絡調整に関すること。
- ・ 宅地の防災パトロールの実施及び二次災害の防止に関すること。
- ・ 応急仮設工事に关すること。

1週間まで

- ・ 排水設備工事指定業者との連絡調整に関すること。
- ・ 応急危険度判定に関すること。
- ・ 国その他関係機関との連絡調整等に関すること。

1週間以降

- ・ 下水道施設の応急復旧対策に関すること。

【復旧】

- ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。
- ・ 公共施設の応急復旧工事に关すること。
- ・ 被災者生活再建支援法に関すること（住宅に関すること）。
- ・ 所管施設の被害調査に関すること。

6. しあわせ創造部

【予防】

- ・ 所管施設の耐震化等に関すること。
- ・ 防疫活動に関する資機材の管理及び調達に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の情報収集に関すること。
- ・ 保育園児等の避難計画に関すること。

【応急】

発災直後

- ・ 所管施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 道路交通規制等の情報収集に関すること。
- ・ 所管避難所の開設の協力に関すること。
- ・ 保育園児等の避難及び安全確保に関すること。

概ね 3 日目まで

- ・ 死体の収容及び埋火葬に関すること。
- ・ し尿、ごみ及び災害廃棄物処理に関すること。
- ・ 社会福祉協議会及び社会福祉施設等との連絡調整に関すること。
- ・ 医師会、保健所、医療機関との連絡、応急要請に関すること。
- ・ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
- ・ 医療救護班の編成・派遣に関すること。
- ・ 応急救護所及び医療救護所の設置に関すること。
- ・ 保育園児等の安否確認に関すること。
- ・ 保育施設等の利用制限に関すること。

1 週間まで

- ・ ボランティアの受入れに関すること。

【復旧】

- ・ 浸水世帯の防疫に関すること。
- ・ 被災者生活再建支援法に関すること（生活支援に関すること）。
- ・ 災害見舞金の支給に関すること。
- ・ 所管施設の被害調査に関すること。

7. 教育委員会事務局

【予防】

- ・ 所管施設の耐震化等に関すること。
- ・ 防災教育に関すること。
- ・ 園児・児童及び生徒の避難計画に関すること。

【応急】

発災直後

- ・ 所管施設の警戒及び応急対策に関すること。

- ・ 所管避難所の開設の協力に関すること。
- ・ 園児・児童及び生徒の避難誘導に関すること。

概ね3日目まで

- ・ 教職員の連絡・調整に関すること。
- ・ 園児・児童及び生徒の安否確認に関すること。
- ・ 災害時の臨時休校、授業短縮等の措置並びに避難計画に関すること。
- ・ 教育施設の利用制限に関すること。
- ・ 社会教育施設及び体育施設の応急利用に関すること。
- ・ 炊き出し用資材及び給食施設の確保に関すること。

1週間まで

- ・ 文化財の警戒及び応急対策に関すること。
- ・ 通学路の応急対策に関すること。

【復旧】

- ・ 所管施設の被害調査に関すること。
- ・ 罹災園児・児童及び生徒の応急教育に関すること。

8. 議会事務局

【応急】

発災直後

- ・ 他部の応援に関すること。
- ・ 町議会議員との連絡に関すること。

9. 会 計 課

【応急】

発災直後

- ・ 他部の応援に関すること。

【復旧】

- ・ 災害関係資金の支出及び審査に関すること。
- ・ 義援金、災害見舞金の出納に関すること。

第 2 泉州南消防組合

- (1) 火災予防対策に関すること。
- (2) 消防力の充実強化に関すること。
- (3) 消防資機材等の点検及び整備に関すること。
- (4) 消火、救急、救助活動に関すること。
- (5) 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- (6) 災害情報等の収集及び広報に関すること。
- (7) 広域消防応援等の要請・受入れに関すること。

- (8) 被害状況の調査、集計及び報告に関すること。
- (9) 災害対策本部との情報連絡に関すること。

第 3 消防団

- (1) 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。
- (2) 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。
- (3) 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

第 4 大阪府

1. 大阪府政策企画部危機管理室

- (1) 災害予防対策及び災害応急対策に係る本町及び関係機関との連絡調整に関すること。

2. 大阪府都市整備部下水道室

- (1) 下水道施設の被害、応援要請等の情報伝達などに関すること。

3. 大阪府南部流域下水道事務所

- (1) 大阪府の所管する下水道施設の防災対策及び復旧に関すること。

4. 大阪府岸和田土木事務所

- (1) 大阪府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること。
- (2) 水防配備状況、道路、河川の状況、被害等の情報伝達などに関すること。

5. 大阪港湾局阪南建設管理課（深日担当）

- (1) 大阪府域（本町域）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること。
- (2) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- (3) 海務関係官庁との連絡調整に関すること。
- (4) 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること。
- (5) 津波・高潮対策に関すること。

6. 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本町域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関すること。
- (2) 災害時における本町域の山林、治山施設等の調査、報告、情報の収集に関すること。
- (3) ため池に関する水防対策に関すること。
- (4) 災害復旧に関すること。

- (5) 農地防災事業の推進に関する事。

7. 大阪府泉佐野保健所

- (1) 災害時における本町域の保健衛生活動に関する事。
- (2) 保健所保健医療調整本部の設置に関する事。

8. 泉佐野公共職業安定所

- (1) 災害時における労働力確保対策に関する事。

第 5 大阪府警察（泉南警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関する事。
- (3) 交通規制・管制に関する事。
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関する事。
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。
- (7) 災害資機材の整備に関する事。

第 6 自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団第 37 普通科連隊）

- (1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事。
- (2) 災害派遣に関する事。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。

第 7 指定地方行政機関

1. 近畿農政局（大阪府拠点）

- (1) 応急用食料品及び米穀の供給に関する事。

2. 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事。
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (4) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事。
- (5) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事。
- (6) 直轄公共土木施設の復旧に関する事。
- (7) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事。
- (8) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事。
- (9) 海上の流出油に対する防除措置に関する事。

- (10) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること。
- (11) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること。
- (12) 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること。
- (13) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

3. 大阪労働局（岸和田労働基準監督署）

- (1) 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること。
- (2) 災害時の復旧工事等における労働災害防止等についての事業場等への監督指導に関すること。
- (3) 災害時の復旧工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること。
- (4) 労働者の災害補償に関すること。

4. 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- (2) 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること。
- (3) 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
- (4) 海難救助体制の整備に関すること。
- (5) 海上交通の制限に関すること。
- (6) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- (7) 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること。
- (8) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- (9) 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること。
- (10) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第 8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 日本郵便株式会社（連絡窓口を岬郵便局とする。）

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

2. 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社 N T T ドコモ（関西支社）（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信の確保に関すること。

- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供に関すること。
- (8) 「災害用伝言板（web171）」の提供に関すること。

3. KDDI 株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

4. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

5. 楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (5) 携帯電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

6. 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- (3) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (6) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (7) 救援物資の備蓄に関すること。

7. 日本放送協会（大阪放送局）

- （１） 防災知識の普及等に関すること。
- （２） 災害時における放送の確保対策に関すること。
- （３） 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- （４） 気象予警報等の放送周知に関すること。
- （５） 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること。
- （６） 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- （７） 災害時における広報に関すること。
- （８） 災害時における放送の確保に関すること。
- （９） 災害時における安否情報の提供に関すること。

8. 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（南部事業部）

- （１） ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- （２） 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- （３） 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- （４） 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

9. 日本通運株式会社（泉州支店）

- （１） 緊急輸送体制の整備に関すること。
- （２） 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

10. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（大阪南本部 岸和田配電営業所）

- （１） 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- （２） 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- （３） 災害時における電力の供給確保に関すること。
- （４） 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

11. 各土地改良区・水利組合

- （１） ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- （２） ため池の治水活用に関すること。
- （３） 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- （４） 湛水防除活動に関すること。
- （５） 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

12. 南海電気鉄道株式会社（みさき公園駅）

- （１） 鉄道施設の防災管理に関すること。
- （２） 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- （３） 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- （４） 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- （５） 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

13. 一般社団法人大阪府 L P ガス協会泉佐野阪南支部

- (1) L P ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時における L P ガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時における L P ガス及び L P ガス器具等の供給確保に関すること。
- (4) 被災 L P ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

14. 大阪広域水道企業団

- (1) 水道施設の耐震化等に関すること。
- (2) 水道の被害情報に関すること。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること。
- (4) 水道の供給確保に関すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関すること。

第 9 公共団体、その他防災上重要な施設管理者**1. 一般社団法人泉佐野泉南医師会**

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

2. 一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

3. 一般社団法人大阪府薬剤師会泉南薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

4. 公益社団法人大阪府看護協会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する看護活動に関すること。

5. 大阪泉州農業協同組合

- (1) 本町が実施する被害調査の協力に関すること。
- (2) 農地、農業用施設などの災害復旧及び必要な資金の貸付に関すること。

6. 岬町自治区長連合会

- (1) 自主防災組織の結成協力に関すること。
- (2) 災害情報の収集協力に関すること。
- (3) 緊急避難の場合の協力に関すること。
- (4) 本町の実施する災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関

すること。

7. 岬町社会福祉協議会

- (1) 災害時における福祉に関すること。
- (2) ボランティアの防災活動支援に関すること。

8. 防災上重要な施設の管理者

災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関し、岬町防災会議が必要と認める事務又は業務。

第 6 節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第 1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加。
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認。
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承。

2. 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止。
- (2) 避難場所、避難経路の確認。
- (3) 家族との安否確認方法の確認。
- (4) 最低 3 日分、できれば 1 週間分の生活必需品等の備蓄。
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認。

3. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加。
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力。
- (3) 避難行動要支援者への支援。
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営。
- (5) 国、府、本町が実施する防災・減災対策への協力。

第 2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施。
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認。

2. 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備。
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止。
- (3) 避難場所、避難経路の確認。
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保。
- (5) 従業員の安否確認方法の確認。
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄。

3. 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制。
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力。
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄。
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認。

4. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画。
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力。
- (3) 本町、国、府等が実施する防災・減災対策への協力。

第 3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、本町、府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 7 節 地域防災計画の修正

[資料編 5 ～ 6 頁]

この地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

各防災関係機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

なお、本町、府、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から本町に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第 8 節 計画の周知徹底

この計画の円滑な実施を図るため、町職員及び関係行政機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に対し計画内容を周知するとともに、住民・事業者等に対しても、様々な機会を通じて計画内容について広報を行う。